

日本泌尿器科学会 委員会メール会議およびWeb会議に関する申し合わせ事項

制定 2016年3月30日

1. メール会議

- (1) 委員長が必要と認める案件について行なう。
- (2) 評決の場合には、メール審議することの承認の可否をまず確認する。委員から申し出、異議のあった案件は、成立しない。
- (3) 議事は、返信した委員の過半数の同意によって決する。未回答の扱いは原則的に承認とする。可否同数のときは、委員長が決する。

サンプル：

- 1) メール審議をすることを 承認する 承認しない
- 2) 案件XXXを 承認する 承認しない

本審議についての条件として、委員の過半数の承諾にて承認されたとさせていただきます。

回答期限までに回答のない場合は承認されたとみなすものと致します。

2. Web会議

- (1) 資料は事前に email 送付やWeb会議システムへのアップロードで対応する。
機密性の高い資料は、事前に送付はせず、会議当日にシステムへアップロードのみとする。
- (2) 議事は、Web会議参加の委員も含め、出席委員の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3. 補足

本規則を変更する場合には、会則検討委員会の議を経て、理事会の議決を得なければならない。